赤羽リハビリテーション病院 指定介護予防訪問リハビリテーション運営規定

《事業の目的》

第一条 赤羽リハビリテーション病院が開設する 赤羽リハビリテーション病院 訪問リハビリテーション(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防訪問リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)が、居宅要支援者(主治医がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。)について、その者の居宅において、その介護予防を目的とする。

《運営の方針》

- 第二条 1、事業所の訪問理学療法士等は、利用者の要介護状態等の軽減若しくは 悪化の防止又は要介護状態等となることの予防に資するようその目標 を設定し、計画的にサービスを提供するものとする。
 - 2、事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

《事業所の名称等》

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称:赤羽リハビリテーション病院 訪問リハビリテーション
- ② 所在地:東京都北区赤羽西6丁目37番12号

《従業員の職種、員数、及び職務内容》

第四条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者:1名 事業所の理学療法士等の管理及び業務の管理を一元的に行う
- ② 医師:1名以上

理学療法士:1名以上 作業療法士:1名以上

言語聴覚士:1名以上

主治医との密接な連携と訪問リハビリテーション計画にもとづき、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図る。

《営業日及び営業時間》

第五条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日:月曜日から金曜日までとする。

但し、土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月30日~1月3日)については、利用者、家族、介護支援専門員との相談によりリハビリテーションが必要な場合は適宜訪問リハビリテーションを実施する。

② 営業時間:8時30分から17時までとする。(時間外は相談に応ず)

《指定介護予防訪問リハビリテーション事業の内容》

第六条 指定介護予防訪問リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- ① 病状、障害の観察
- ② 生活環境への適応
- ③ 廃用症候群の予防
- ④ 基本動作能力の維持・回復
- (5) 日常生活活動の維持・回復
- ⑥ 対人・社会交流の維持・拡大
- (7) 療養生活や介護方法の指導(介護負担の軽減)
- ⑧ 日常生活の自立に向けての指導
- ⑨ 福祉用具利用・住宅改修に関する助言

《指定介護予防訪問リハビリテーション事業の利用料等》

第七条 介護保険における指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合 の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介 護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、一 割又は二割又は三割の額とする。厚生労働大臣が定める基準(介護報酬告 示)は、事業所の見やすい場所に掲示する。

高齢者の医療の確保に関する法律・医療保険各法における指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(訪問リハビリテーション費)によるものとし、基本利用料及びその他の利用料とする。

- 1) 基本利用料
 - ・要介護被保険者 介護予防訪問リハビリテーション費 及び 加算分 1割または2割または3割
 - ・上記以外 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料 (1 単位):3割
- 2) その他料金
 - 日常生活上必要な物品は実費負担とさせて頂きます。

《诵常の事業の実施地域》

第八条 通常の事業の実施地域は、北区、板橋区、豊島区、練馬区、川口市、さいたま市、戸田市、蕨市の区域とする。

《相談•苦情処理》

- 第九条 1、当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を 設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等 に対し、迅速に対応する。
 - 2、当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から 2年間保存する。

《緊急時における対応方法》

- 第十条 1、理学療法士等は、訪問リハビリを実施中に利用者の病状に急変、その 他緊急の事態が生じたときには、必要に応じて臨時応急の手当てを行 うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。
 - 2、理学療法士等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やか に市区町村、当該利用者の家族、管理者および主治医、介護支援専門 員に連絡を行うと共に必要な処理を講じる。
 - 3、当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について 記録し、その完結の日から2年間保存する。
 - 4、当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

《その他運営についての重要事項》

第十一条

- 1、事業所は、訪問理学療法士等の質的向上を図るための機会を次のとおり 設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修採用後1ヶ月以内
 - ② 継続研修年2回
- 2、理学療法士等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する
- 3、理学療法士等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、理学療法士等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、理学療法士等との雇用契約の内容とする。
- 4、いかなる状況においても、要介護者等の自由を制限するような身体拘束は行わない。
- 5、この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は赤羽リハビリテーション病院内での協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和5年10月1日から施行する。